

千葉県県有林産物指名競争入札参加資格審査に関する説明書

千葉県農林水産部森林課
〔県有林班〕

令和7年4月

目 次

1 入札参加資格審査の概要	3. 4
2 申請から審査結果までの順序	5
3 申請の時期	6
4 申請書等の入手先	6
5 申請書等の提出について	6
6 申請書等の提出部数	6
7 申請書等の提出先	7
8 申請費用	7
9 資格審査の基準日	7
10 審査項目	7
11 入札参加資格の有効期間	8
12 申請書（第一号様式）への記入事項	8
13 審査項目調書（第二号様式）への記入事項	9. 10
14 添付書類	10. 11
15 審査	11
16 審査結果の通知	11
17 変更届	11. 12
18 入札参加資格の承継	13
19 営業の廃止又は休止	13
20 入札参加資格の取消し	13
21 入札参加資格の停止	14
22 更新手続	14
23 公告に関する問い合わせ先	14

1 入札参加資格審査の概要

1) 千葉県から立木又はその他（素材）の売払いを希望する方は、県有林産物指名競争入札参加審査申請書及び添付書類に必要事項を記入し、資格審査に合格して資格者名簿に登載される必要があります。

2) 入札に参加できる方には次のような制限があります。

入札に参加することができる方は、次のいずれにも該当しない方です。

- ① 地方自治法施行令167条の4第1項の該当者
- ② 地方自治法施行令167条の4第2項の該当者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 営業の実績が1年以上ない方

(補足)

- ①地方自治法施行令167条の4第1項の該当者
- ②地方自治法施行令167条の4第2項の該当者

○地方自治法施行令（一部抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 次のいずれかに該当する者

（ア）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

（イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

イ アの依頼を受けて入札に参加しようとする者

④営業の実績が1年以上ない方

営業とは、木材業、製材業を営んでいることを意味します。

2 申請から審査結果までの順序

木材業・製材業を営み、県有林産物を購入したい方

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない方

- ① 地方自治法施行令167条の4第1項の該当者
- ② 地方自治法施行令167条の4第2項の該当者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 営業の実績が1年以上ない方

申請（申請者）（令和7年4月22日～4月28日）

（これ以外も随時受け付けるが有効期間は3年未満となる。）

受理
資格審査（森林課）

審査結果の通知（森林課）

合格

不合格

(→)

異議申立（30日以内）

資格者名簿への登載
（令和7年5月31日）

- ・有効期間（令和7年6月1日から令和10年5月31日まで）
中の指名競争入札に参加可能
- ・商号や所在地、連絡先等に変更があったときはその都度、
入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出する。
- ・虚偽記載が発覚した場合や不渡手形を出した場合、
入札参加資格の取消し又は停止となる場合がある。

有効期間終了（令和10年5月31日）

3 申請の時期

* 随時受付

(但し、現に入札参加資格を得ている者、新規の申請者で令和7年6月1日から令和10年5月31日までの、3年間を有効期間とする申請については、令和7年4月22日から4月28日までに申請することが必要。)

4 申請書等の入手先

県有林産物指名競争入札に参加されたい方は、下記の機関で県有林産物指名競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)及び添付書類を入手してください。

機 関 名	事務所所在地	郵便番号	電話番号
農林水産部森林課 (県有林班)	千葉市中央区市場町 1-1	260-8667	043-223-2947
北部林業事務所 (森林振興課)	山武市富田ト 1177-7	289-1321	0475-82-3121
中部林業事務所 (森林振興課)	君津市久保 5-1-3	299-1152	0439-55-4970
南部林業事務所 (森林振興課)	鴨川市広場 820	296-0044	04-7092-1318

5 申請書等の提出について

1) 申請書は郵送又は持参願います。

(なお、書類の不足、記入漏れ等があった場合、補正をお願いすることがあります。)

2) 先に立木売払い又はその他の売払いのどちらかを申請して資格者登録名簿に登載されている方が、更に別の申請をする場合も、申請されたい時に申請して下さい。

6 申請書等の提出部数

申請書及びその添付書類の提出部数は、1部です。

7 申請書等の提出先

機 関 名	事務所所在地	郵便番号	電話番号
千葉県庁 農林水産部森林課 (県有林班)	千葉市中央区市場町 1-1	260-8667	043-223-2947

8 申請費用

申請費用は無料です。

9 資格審査の基準日

- 1) 申請書及び添付書類に記入する数値等は、資格審査の基準日である申請当日の数値等を記入してください。
- 2) 添付書類としての証明書類は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものです。

10 審査項目

1) 資格審査

次のいずれにも該当しない方

- ① 地方自治法施行令167条の4第1項の該当者
- ② 地方自治法施行令167条の4第2項の該当者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 営業の実績が1年以上ない方

2) 等級区分

資格審査で終了後、次の事項を数値により評価し、当該数値の合計により売り払い契約の種類ごとに一物件の売り払い契約金額に応じて等級区分する。

- ① 自己資本金
- ② 営業年数
- ③ 立木の購入実績（その他の売払いの場合は、木材の購入実績）
- ④ 伐採・搬出の機械の状況（その他の売払いの場合は、審査対象外）
- ⑤ 伐採・搬出の従業員（その他の売払いの場合は、審査対象外）
- ⑥ 製材等の施設の状況
- ⑦ 生産・販売の従業員
- ⑧ ISO14001取得状況（国際標準化機構の環境基準・取得者のみ）

⑨ 障害者法定雇用率達成状況（法定雇用率達成者のみ）

11 入札参加資格の有効期間

1) 有効期限基準日

（平成16年6月1日及び同日から3年ごとに到来する6月1日とする。）から起算して3年間です。

2) 今回の更新等の対象者は令和4年6月1日以降に参加資格者名簿に登載され有効期限が令和7年5月31日となっている方、及び新規申請の方となります。

12 申請書（第1号様式）への記入事項

1) 提出日

申請書の提出は原則令和7年4月22日～4月28日になります。

2) 住所、商号又は名称、代表者の氏名

住所、商号又は名称、代表者の氏名にはふりがなを付けてください。また、印は法人の場合は代表者の印で、個人の場合は実印でお願いします。

3) 希望する売払いの種類

① 立木売払い又はその他の売払いのどちらかを希望する場合は、希望する方の種類の文字を丸で囲んでください。

② 立木売払いとその他の売払いの両方を希望する場合は、両方の種類の文字を丸で囲んでください。

4) 登録区分

新規は、初めて申請する場合に丸で囲んでください。更新は、前回に参加資格者名簿に登載された方が丸で囲んでください。

5) 前回登録年度、前回登録番号

前回に参加資格者名簿に登載された方のみが記入してください。

6) 申請年月日

申請する日を記入してください。

7) 本社、主たる営業所の郵便番号等

本社、営業所がある場合は両方記入してください。個人等の方で事務所が1つの方は本社の欄へ記入してください。

郵便番号、所在地、代表者職氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスの全ての欄に該当事項がある場合は記入してください。

8) 連絡先

申請書の記入漏れ、添付書類の不足等がある場合に必要ですので、担当者の氏名とともに必ず記入してください。

事務所等の固定電話以外の携帯電話に連絡が必要な方は、固定電話の番号の

下に携帯電話の番号を記入してください。

13 審査項目調書（第2号様式）への記入事項

1) 審査項目調書の枠の外に記入に際しての「注」がありますので、記入前によく読んで記入してください。

2) 希望する売払いの種類

該当する文字を丸で囲んでください。立木売払いとその他の売払いの両方を希望する方は、両方を丸で囲んでください。

3) 希望する売払いの種類のカラムのみに記入してください。立木売払いとその他の売払いの両方を希望する方は、両方を丸で囲んでください。

4) 自己資本金

審査基準日（申請日）の直近の決算内容を記入してください。

5) 営業年数

営業の開始から申請日の前日間での期間で、営業を中断した期間を差し引いた期間を記入数する。

1年未満は五捨六入して記入してください。例えば、営業年数が3年5ヶ月の場合は営業年数3年となり、営業年数が3年6ヶ月の場合は営業年数4年となります。

6) 年間立木購入実績

立木売払いとその他の売払いの両方、又は立木売払いのみ希望する方が、審査基準日（申請日）の直前2年間における各年ごとの購入数量を記入してください。 ※1 m³ 未満は四捨五入して記入してください。

7) 年間木材購入実績

立木売払いとその他の売払いの両方、又はその他の売払いのみ希望する方が、審査基準日（申請日）の直前2年間における各年ごとの購入数量を記入してください。 ※1 m³ 未満は四捨五入して記入してください。

8) 伐採・搬出の機械

立木売払いとその他の売払いの両方、又は立木売払いのみ希望する方が、自社で所有している運材索道、集材機、巻上機（ウインチ）及びフォークリフトについては有無のどちらかを丸で囲んでください。チェーンソー、トラックは自社所有台数を記入してください。

9) 伐採・搬出の従業員

立木売払いとその他の売払いの両方、又は立木売払いのみ希望する方が、自社の従業員数を伐採・造材作業員、集運材作業員、その他の作業員に分けて人数を記入してください。

10) 製材等の施設

店舗又は事務所、乾燥施設、貯木倉庫・貯木場、製材工場・加工工場等（単

板、合板、繊維板、チップ製造等) について有無のどちらかを丸で囲んでください。

11) 生産・販売の従業員

製材等加工作業員数、事務員及び販売印に分けて人数を記入してください。

12) ISO14001取得状況

ISO (国際標準化機構) 14001の取得状況について、有無のどちらかを丸で囲んでください。なお、有を丸で囲んだ方は、ISO14001の登録証の写しを添付してください。

13) 障害者法定雇用率達成状況

障害者法定雇用率達成状況について、有無のどちらかを丸で囲んでください。

なお、有を丸で囲んだ方は、障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し又は報奨金支給申請書の申請者ひかえの写しを添付してください。

14 添付書類

法人個人別	法人		個人	
	新規	更新	新規	更新
審査項目調書 (第2号様式)	どの場合も記入して添付が必要		どの場合も記入して添付が必要	
誓約書 (第5号様式)	どの場合も記入して添付が必要		どの場合も記入して添付が必要	
役員名簿 (第6号様式)	どの場合も記入して添付が必要		どの場合も記入して添付が必要	
法人の登記事項 証明書	法務局が発行する登記事項証明書			
身分証明書			市町村又は特別区の長が発行したもの	
登記事項証明書			法務局が発行したもの。	
印鑑証明書	法務局が発行している もの		市町村又は登録している 代表者のもの	
使用印鑑届 (第3号様式)	契約に実印以外の印を使用 する場合のみ添付		契約に実印以外の印を使用 する場合のみ添付	

委任状 (第4号様式)	代理人を選任した場合		代理人を選任した場合	
ISO14001 登録 証写し	ISO14001 の取得者のみ。		ISO14001 の取得者のみ。	
障害者雇用状況 等報告書の報告 者控えの写し又 は報奨金支給申 請書の申請者控 えの写し	障害者法定雇用率達成者 のみ		障害者法定雇用率達成者 のみ	

15 審査

- 1) 審査は、提出された申請書及び添付書類に基づき、最初に適格性に係る審査を行いこの審査に合格した者に対して経営状況審査を行い、記入された審査項目を数値化して配点の合計により等級区分を行います。
- 2) 等級区分

契約の種類ごとの一物件の金額		等級	審査数値
立木売払い契約	その他の売払い契約		
制限なし	制限なし	A	七十点以上
一千万円未満	三百万円未満	B	七十点未満

16 審査結果の通知

- 1) 資格審査の結果は、入札参加資格決定通知書により申請者へ通知します。
- 2) 審査の結果に異議がある場合は、審査の結果の通知を受けた日から30日以内に入札参加資格審査再審査申請書（第8号様式）を千葉県農林水産部森林課（県有林班）に提出してください。

17 変更届

- 1) 入札参加資格者として資格者名簿に登載された方は、その資格の有効期間中に次に掲げることについて変更があったときは、その都度、入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第9号様式）に、その事実を証する書類を添えて千葉県農林水産部森林課（県有林班）に提出してください。
- 2) 変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、

入札の参加資格を取り消すことがあります。

事 項	添 付 書 類
1 商号又は名称	法人の場合にあつては、登記事項証明書又はその写し
2 住所又は本社及び主たる営業所所在地	法人の場合にあつては、登記事項証明書又はその写し、 個人の場合にあつては住民票を添付
3 役員名簿に記載された氏名	役員名簿
4 指名通知等を受ける事務所の所在地、 電話番号、郵便番号、ファクシミリ 番号及びメールアドレス	
5 入札参加資格者が法人の場合にあつて は、その代表者の氏名	登記事項証明書又はその写し
6 入札参加資格者が個人の場合にあつて は、その氏名	住民票を添付
7 代理人	住民票を添付
8 登録している印鑑（法人にあつては、 登記している印鑑）	印鑑証明書
9 使用印鑑	使用印鑑
10 伐採・搬出の機械及び従業員の状況	
11 ISO14001 の取得状況	ISO14001 の登録証の写し
12 障害者の雇用状況	障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し又

18 入札参加資格の承継

1) 承継を認める場合

- ① 入札参加資格を有する方が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲り受けた方が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合。
- ② 入札参加資格を有する会社が吸収合併により消滅し、合併存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- ③ 入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その方が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が入札参加資格の地位を承継しようとする場合。
- ⑤ 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その方が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が入札参加資格の地位を承継しようとする場合。
- ⑥ その他、上記各号に類する場合で、営業の一切が移転したと認められた場合

2) 承継申請の手続き

入札参加資格を承継使用とする方は、入札参加資格承継審査申請書（第 10 号様式）に上記 1) ①から⑤のそれぞれの場合に応じて、営業の一切が移転したことを示す書類を添付して申請してください。

19 営業の廃止又は休止

入札参加資格者の方は、その入札参加資格の有効期間中に、申請に係る営業を廃止又は休止した場合には、営業の廃止（休止）届（第 11 号様式）を千葉県農林水産部森林課（県有林班）まで提出してください。

20 入札参加資格の取消し

- 1) 入札参加資格者の方が次のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消します。
 - ① 第一の一若しくは二のいずれかに該当することとなったとき。
 - ② 資格申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
 - ③ 入札参加資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - ④ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - ⑤ 入札参加資格取消申請書（別記第 12 号様式）の提出があったとき。
- 2) 入札参加資格者の方が、変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、入札参加資格を取り消すことがあります。

21 入札参加資格の停止

入札参加資格の方が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その資格を停止します。

- ① 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六か月が経過する日まで
- ② 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)に基づき更正手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更正手続開始の決定が行われる日まで
- ③ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

22 更新手続

- 1) 入札参加資格の有効期間は3年間ですが、令和7年6月1日及び同日から3年ごとに到来する6月1日が有効期間基準日となり、この日から有効期間を起算しますので、申請年月日によっては3年未満となる場合があります。
- 2) 例えば令和8年7月8日に参加資格者名簿に登載された方の入札参加資格の有効期間は、令和10年5月31日までです。
- 3) 従って、更新を希望される方は、令和7年4月22日から4月28日までに更新のための申請を行う必要があります。(4月28日必着)

23 問い合わせ先

問い合わせ先	千葉県農林水産部森林課 県有林班
郵便番号	260-8667
所在地	千葉市中央区市場町1番1号
電話番号	043(223)2947
FAX番号	043(225)7448